

国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学旅費細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学旅費細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年 4月 7日 16経教 細則第23号</p> <p>第1条～第7条 省 略</p> <p>(旅行雑費の範囲)</p> <p>第8条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに国内の空港を利用する場合に、当該空港において支払う旅客サービス施設使用料(海外の空港における同様の使用料を含む。)に相当する額の実費額による。</p> <p>第9条～第21条 省 略</p> <p>別表第1～別表第7 省 略</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>第1条～第7条 省 略(現行どおり)</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第8条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる料金等に相当する額とする。</p> <p>一 旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額</p> <p>二 旅行者が空港を利用する場合に当該空港において支払う旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料の実費額</p> <p>三 前2号に類する料金等の実費額で、旅行命令権者が必要と認めるもの</p> <p>第9条～第21条 省 略(現行どおり)</p> <p>別表第1～別表第7 省 略(現行どおり)</p> <p>附 則 省 略(現行どおり)</p>	

附 則(21 細則 第3号)

この細則は、平成21年11月16日から施行する。